

◆目次

1. 競争政策かわら板
2. 違反事件ファイル(令和4年9月後半)
3. 法令トピックス
4. 海外競争法ヘッドライン
5. 公正取引協会からのお知らせ

1 競争政策かわら板

【1. 独占禁止法関係】

○総務省、モバイル市場を巡る「競争ルールの検証に関する報告書2022」を公表(9月22日)

総務省は、令和元年10月施行の改正電気通信事業法について、その効果やモバイル市場への影響に関する検証結果を報告書に取りまとめて公表しました。報告書では、モバイル市場の競争環境について、低廉な料金プランの提供など、携帯電話各社の取組で利用者の選択肢が拡大しつつあると評価する一方、違法な値引きを行う事案が確認されたり、いわゆる「転売ヤー」が多く活動するなどの課題があるとして、各社に対し、代理店への指導強化や転売目的の購入の抑制のための自主的な対策等を行うよう提言しています。

(公表資料〔総務省ウェブサイト〕)

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000816.html

<※参考>

総務省は上記報告書の公表を踏まえ、大手携帯電話会社5社に対し、改正法の趣旨に沿った公正な競争環境の確保に向けた取組を実施するとともに、これまでの改善状況及び今後の取組方針について報告するよう要請を行いました。

(公表資料〔総務省ウェブサイト〕)

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000817.html

○全銀ネット、全銀システムへの参加資格の拡大を正式に決定(9月15日)

銀行間の資金決済に関するオンライン処理システム「全銀システム」を運営する、全国銀行資金決済ネットワーク(全銀ネット)は、昨年1月に公表した報告書で、全銀システムの参加資格を令和4年度中に銀行以外の決済事業者にも拡大すると明らかにしていたところ、本年10月を目途に、一定の要件を満たすことを条件として、フィンテック企業などノンバンクの資金移動業者に認めることを公表しました。なお本件では、公正取引委員会が令和2年4月に公表した報告書で、銀行以外で為替取引を行う事業者の全銀システムへのアクセスを検討することが望ましいと提言していました。

(公表資料 [(一社) 全国銀行資金決済ネットワーク ウェブサイト])
https://www.zengin-net.jp/announcement/pdf/announcement_20220915.pdf

<※参考>

公正取引委員会「QRコード等を用いたキャッシュレス決済に関する実態調査報告書」
(令和2年4月)
<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/apr/200421.html>

○八十二銀行と長野銀行、独禁法特例法に基づく経営統合に向け基本合意（9月28日）

長野県長野市に本店を置く地方銀行の八十二銀行と、同県松本市に本店を置く第二地方銀行の長野銀行は、令和2年11月に施行された独占禁止法の特例法に基づく認可等を得た上で、両行が経営統合することで基本合意しました。両行は今後、来年6月1日に株式交換により八十二銀行が長野銀行を完全子会社とし、その2年後を目途に合併する方向で協議・検討を行っていくとしています。

(公表資料 [八十二銀行・長野銀行ウェブサイト])
<https://www.82bank.co.jp/file.jsp?id=release/2022/news20220928a.pdf>

<https://www.naganobank.co.jp/uploaded/attachment/8011.pdf>

【2. 下請法関係】

○経産省、自動車産業と紙・紙加工業の業種別下請ガイドラインを一部改訂（9月30日）

経済産業省は、下請取引の適正化のため産業分野ごとに策定している業種別下請ガイドラインのうち、自動車や自動車部品メーカー向けの「自動車産業適正取引ガイドライン」及び製紙業や紙加工品メーカー向けの「紙・紙加工産業取引ガイドライン」について、それぞれ一部改訂しました。今回の改訂では、下請代金の支払手段について、約束手形の利用の廃止に向けた最近の政府の取組に関する記述が盛り込まれるなどされています。

(公表資料 [経済産業省 (中小企業庁) ウェブサイト])
<自動車産業>
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline/02_automobile.pdf

<紙・紙加工産業>
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline/14_paper.pdf

○全国中小企業団体中央会、フリーランス保護新法に向けた提言を公表（9月13日）

中小企業組合等で構成される全国中小企業団体中央会は、政府部内でフリーランスの保護に向けた新法の整備が検討されていることを受けて、新法で規定すべきとする事項をまとめた提言を公表しました。提言では、フリーランスとの取引適正化のため、契約条件の明示や紙・電子媒体による受発注に関する規定を盛り込むべきとするほか、フリーランスへの優越的地位の濫用の防止や知的財産権への配慮などを規定することが示されています。

(公表資料 [全国中小企業団体中央会ウェブサイト])
<https://www.chuokai.or.jp/index.php/3806/>

【3. 景品表示法関係】

○消費者庁、「ステルスマーケティングに関する検討会」を開催（9月16日・9月22日・9月30日）

消費者庁は、昨今、広告主が自らの広告であることを隠したまま広告を出稿する「ステルスマーケティング」の問題が顕在化しているとして、景品表示法の観点から規制の要否や在り方を検討する「ステルスマーケティングに関する検討会」を設置し、9月中に計3回の会合を開催しました。会合では、ステルスマーケティングの実態及び消費者への影響が議論され、関係者に対するヒアリングが行われました。今後は議論の結果を踏まえて論点の整理が行われ、本年中を目途に一定の結論を得ることとされています。

（公表資料〔消費者庁ウェブサイト〕）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/meeting_materials/review_meeting_005/

【4. 公取委事務総長定例会見】

〔9月14日〕

- ・令和3年度公正取引委員会年次報告
- ・法遵守状況の自主点検の要請

https://www.jftc.go.jp/houdou/teirei/2022/jul_sep/220914.html

〔9月21日〕

- ・企業結合審査の事後検証の実施

https://www.jftc.go.jp/houdou/teirei/2022/jul_sep/220921.html

〔9月28日〕

- ・第17回東アジア競争政策トップ会合及び第14回東アジア競争法・政策カンファレンスの開催

https://www.jftc.go.jp/houdou/teirei/2022/jul_sep/220928.html

2 違反事件ファイル（令和4年9月後半）

【1. 景品表示法関係】

○株式会社TBSグローディアに対する課徴金納付命令（9月16日）

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/030238/>

⇒健康器具（EMS機器）の販売に当たり、テレビショッピング番組で示した、同商品の使用により腹部等の痩身効果が得られるかのような表示に合理的根拠がなかったとして、景表法違反（優良誤認）で課徴金納付命令（164万円）が行われた事例（措置命令：令和2年12月18日）

<参考：本件に関する違反事業者のプレスリリース>

<https://www.tbsglowdia.co.jp/news/10369>

3 法令トピックス

- 「適正な電力取引についての指針」の改定
(令和4年9月16日 公正取引委員会・経済産業省)

【あらまし】

- ・電力の小売供給における小売料金について、コストの変動に応じて「標準的な小売料金メニュー」を定期的に見直したり、燃料費調整制度にのっとった料金体系にコストの変動を適切に反映させることを、公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為として追記するもの。

(公表資料 [経済産業省ウェブサイト])

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220916006/20220916006.html>

- 「ペットフードの表示に関する公正競争規約」の一部変更を認定
(令和4年公正取引委員会・消費者庁告示第8号 [9月28日付官報号外第206号])
- 「酒類小売業における酒類の表示に関する公正競争規約」の一部変更を認定
(令和4年公正取引委員会・消費者庁告示第9号 [9月28日付官報号外第206号])

4 海外競争法ヘッドライン

【1. 米国】

- FTC、ギグワーカーの保護に関する政策声明を発出

連邦取引委員会（FTC）、ギグワーカーが契約締結や労働条件等で多くの不利益な取扱いを受けているとして、ギグワーカーの保護に関する政策声明を発出。声明では、公正で競争力のあるギグエコノミー市場を促進するため、不公正で欺瞞的、反競争的な取引慣行には民事制裁を課し、違法行為の差止めを命じる可能性があることを明言するとともに、ギグワーカーの保護に向けて他の政府機関との連携を進めることとしている（9月15日、連邦取引委員会）

<https://www.ftc.gov/news-events/news/press-releases/2022/09/ftc-crack-down-companies-taking-advantage-gig-workers>

- DOJのカウンター局長とFTCのカーン委員長、上院司法委の公聴会で証言

司法省（DOJ）のカウンター反トラスト局長と連邦取引委員会（FTC）のカーン委員長、連邦議会上院の司法委員会（反トラスト小委員会）が開催した反トラスト法の執行に関する公聴会で証言。両者とも前会計年度における法執行の状況について報告した上で、反競争的行為に対する取締の強化と消費者保護に向けた取組を進めていくことを表明（9月20日、司法省・連邦取引委員会）

<https://www.justice.gov/opa/speech/assistant-attorney-general-jonathan-kanter-antitrust-division-testifies-senate-judiciary>
<https://www.ftc.gov/news-events/news/press-releases/2022/09/ftc-chair-lina-m-khan-testifies-senate-judiciary-subcommittee-antitrust-competition-policy-consumer-rights>

○バイデン大統領、ホワイトハウス競争評議会の第3回会合を開催

バイデン大統領、昨年7月に署名した「アメリカ経済の競争促進に関する大統領令」に基づき設置した「ホワイトハウス競争評議会」の第3回会合を開催。会合では、大統領から高コストな料金や不透明な取引慣行の改善に関する行政各部門の対応状況が紹介された上で、競争促進に向けた今後の取組分野として、司法省と連邦取引委員会による合併ガイドラインの改定など4項目の施策が示される（9月26日、ホワイトハウス）

<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2022/09/26/readout-of-the-third-meeting-of-the-white-house-competition-council/>

5 公正取引協会からのお知らせ

【「下請法務検定」を創設します ～来年1月に第1回検定試験を実施予定～】

公正取引協会では、公正取引委員会の後援を得て、下請法に関する実務知識の習得程度を測るために下請法務検定試験を実施することとしました。
来年1月に第1回検定試験を実施する予定です。
詳細は今後、当協会ホームページにてご案内してまいります。

（「下請法務検定」情報提供ページ）
<https://www.koutori-kyokai.or.jp/shitaukehukumukentei2023/>

【実務に役立つ公正取引協会の各種講座】～お申込み受付中！～

<独占禁止法関係>

- 令和4年度 独占禁止法実務講座〔後援：公正取引委員会〕
（オンデマンド配信：11月11日～12月8日 *期間中はいつでも視聴できます）

独占禁止法の諸規定（不当な取引制限、企業結合、私的独占及び不公正な取引方法）をはじめ、最近多用される業務提携や国際ビジネス活動における独禁法・競争法上の要点に至るまで、実務経験豊富な弁護士と公取委の現役幹部職員が解説します。

<下請法関係>

- 令和4年度 下請法実務講座〔後援：公正取引委員会〕
（オンデマンド配信：10月18日まで *期間中はいつでも視聴できます）

下請法の全体像や、規制対象となる下請取引の正しい理解、最近の法運用、違反を起こさないための体制整備など、実務における下請法対応に関する要点を、同法に精通した弁護士が詳細に解説します。

<景品表示法関係>

- 景品表示法管理措置指針の改正解説講座 ※会場／Webセミナー
(10月21日、オンデマンド配信あり)

本年6月改正の「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」について、新たに追加されたアフィリエイト広告に関する規定を含む指針全体の実務上の留意点を、消費者庁の担当官と景表法に精通する弁護士が解説します。

- おとり広告・二重価格表示に関する景品表示法解説講座
※会場／Webセミナー(11月11日、オンデマンド配信あり)

景表法で禁止されるおとり広告や不当な二重価格表示について、規制の内容や表示に当たっての注意点、最近の主な違反事例を、同法に精通した弁護士が詳細に解説します。

【発行】

公益財団法人 公正取引協会(編集担当: 笹田 大樹)
〒107-0052 東京都港区赤坂1-4-1 赤坂KSビル2階
<https://www.koutori-kyokai.or.jp/>